

絶滅危惧種保全措置(答申案)についての意見

「絶滅のおそれのある野生生物の保全につき今後講ずべき措置について(答申案)」
に対する意見です。住所などは省いてあります。 編集部

宛先：環境省自然環境局野生生物課 御中

氏名：鈴木雅子(北限のジュゴンを見守る会・代表)

意見：海生哺乳類ジュゴンを速やかに「絶滅のおそれのある野生動植物種の保存に関する法律」へ指定し、一刻も早く生息環境の保全と効果的な保護施策を実施すべきである。

< 該当箇所 > 答申案 2

わが国の絶滅のおそれのある野生生物の保全に関して講ずべき必要な措置

< 意見内容 >

現在、わが国で最も絶滅のおそれが心配されるジュゴンを何よりも優先して、「種の保存法」の「国内希少野生動植物種」に指定し、その生息地を「生息地等保護区」へ指定することを強く求めます。

< 理由 >

一度は絶滅したと考えられていた日本のジュゴンが沖縄の沿岸に生き残っていたという衝撃的な再発見からすでに10数年、当初からその保護は国際的な関心として周知されています。にもかかわらず、国によるジュゴンとその生息地の調査は、具体的な保護へと結びつかず、むしろ政治的な理由による放置が続けられています。この期間、ジュゴンの生態及び生息環境の調査などが市民レベルで続けられていますが、ジュゴンの地域個体群の生息数は確実に減り続けています。

また、日本一人工海浜の造成率の高い沖縄県であり、すでにジュゴンの生息できる自然海岸はほとんど消滅している状況の中、現存するジュゴンが常に利用している名護市嘉陽海岸においても防災護岸工事による環境改変が刻々と迫っています。北部土木事務所を含む地元行政も日本や沖縄の生物多様性の象徴種の存続に係る重大な課題の前に環境や生物の専門家や地元NGOとの地道な意見交換を行っていますが、現在の法制度の中で、この希少種の保護や生息地の保全に役立つものは皆無です。幾度も現地を巡視された沖縄防災環境学会の仲座栄三会長(琉球大学工学部教授)は、沖縄県の沿岸環境の劣化を指摘し、希少なジュゴンの生息環境を含む沖縄県の自然環境を残すためには現行の法律では足りず、「特区」などの創設を提言されています。

防衛局による環境アセス調査によれば、すでに最小個体数は3頭と報告され、彼らが現在の日本で確認されている唯一のジュゴン個体群であるとさえ言わざるを得ない実態です。国の生物多様性を守り、次世代に豊かな自然環境を手渡す使命を持つ環境行政が、このような危機的な事態に目をつむり、何ら対策も講ずることなく、結果、天然記念物ジュゴンを絶滅させるような事態を放置すれば、今後の世界遺産登録に向けての琉球諸島の生物多様性の欠落を内外に曝すことになり、国内のみならず国際的な批判も免れないでしょう。

米軍基地を巡る政治的な理由のみならず、国内生態系や自然環境の保全という基本的な使命も捨て去って、「絶滅危惧種の保全すべき優先度」を下げたような『絶滅のおそれのある野生生物の保全戦略』が成り立つのでしょうか。

答申案に沿えば「適切な保全対策を行うことにより、これらの種の絶滅を回避し、最終的に本来の生息・生息地における当該種の安定的な存続を確保する」には、飼育による繁殖には適さないジュゴンの安定的な存続のための最も『適切な保全対策』は、速やかに「国内希少野生動植物種」に指定し、その生息地を「生息地等保護区」へ指定し、各種の法的措置や法令の活用と共に、関係行政や地元市民やNGO、研究者を含めた幅広い関係者による早急な取り組みが必要であると考えます。

以上

(環境省HP 報道発表資料)

「絶滅のおそれのある野生生物の保全につき今後講ずべき措置について(答申案)」
に対する意見の募集について(パブリックコメント) [発表:2012.12.20]

中央環境審議会野生生物部会は、「絶滅のおそれのある野生生物の保全につき今後講ずべき措置について(答申案)」を取りまとめました。この度、本答申案について、国民の皆様から広くご意見をお聞きするため、本日から1月18日(金)までの間、郵送、ファックス及び電子メールにより、ご意見を募集(パブリックコメント)いたします。

環境省では、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づいて、絶滅のおそれのある希少野生動植物種について、個体等の捕獲、譲渡し等を原則禁止するとともに、必要に応じ生息地等保護区の指定や保護増殖事業を実施することにより、種の保存を図っています。

昨年度、「我が国の絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する点検会議」及び「希少野生生物の国内流通管理に関する点検会議」を行い、点検結果を踏まえた今後の「絶滅のおそれのある野生生物の保全」及び「希少野生生物の国内流通管理」について提言を受けました。

これらの提言内容を基本として、去る12月13日の中央環境審議会野生生物部会において、絶滅のおそれのある野生生物の保全につき今後講ずべき必要な措置について答申案を取りまとめたところです。

つきましては、本答申案について、広く国民の皆様のご意見を募集いたします。ご意見のある方は、別紙の「意見募集要項」に沿って、ご提出ください。

皆様からのご意見は今後の野生生物の保全措置についての参考とさせていただきます。ただし、ご意見に対しての個別の回答はいたしかねますのであらかじめご了承ください。